

議案第80号

佐野市消防団条例の改正について

佐野市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年6月5日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市消防団条例の一部を改正する条例

佐野市消防団条例（平成17年佐野市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（支団長及び副支団長をいう。以下同じ。）」を削る。

第13条第2項の表副団長の項及び第14条第2項の表団長 副団長の項中「副団長」を「副団長 方面隊長」に改める。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

理 由

消防団組織の再編に伴い、支団長及び副支団長を廃止し、新たに方面隊長を設置するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市消防団条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
<p>(団長等の任期)</p> <p>第6条 団長及び副団長(支団長及び副支団長をいう。以下同じ。) (以下「団長等」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の団長等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 団員には、次に定める年額報酬を支給する。</p>			<p>(団長等の任期)</p> <p>第6条 団長及び副団長(以下「団長等」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の団長等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 団員には、次に定める年額報酬を支給する。</p>		
職	基礎	報酬額(円)	職	基礎	報酬額(円)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
副団長	〃	174,500	副団長 方面隊長	〃	174,500
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>3・4 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、佐野市職員等の旅費に関する条例(平成17年佐野市条例第55号)別表に定める額とし、その区分は、次に定めるところによる。</p>			<p>3・4 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、佐野市職員等の旅費に関する条例(平成17年佐野市条例第55号)別表に定める額とし、その区分は、次に定めるところによる。</p>		
職	費用弁償(旅費)		職	費用弁償(旅費)	
団長 副団長	市長等のうちその他の者の例		団長 副団長 方面隊長	市長等のうちその他の者の例	

(略)	(略)	(略)	(略)
3	(略)	3	(略)